

第48回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年12月6日(火) 10:30～11:50

2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員

文部科学省

研究開発局 片岡研究開発戦略官

環境省

水・大気環境局自動車環境対策課 弥元課長

内閣府

中村参事官

4. 議 題

(1) 第9回ITER理事会の開催結果について(文部科学省)

(2) 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針について(環境省)

(3) 秋庭原子力委員会委員の海外出張報告について

(4) その他

5. 配付資料

(1-1) 第9回ITER理事会の開催結果について

(1-2) 第9回ITER理事会の開催結果について(報道発表)

(2) 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針

(3) 秋庭原子力委員会委員の海外出張報告

(4) 第38回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第48回原子力委員会定例会議を開催させていただきます

す。

本日の議題は、1つが、第9回ITER理事会の開催結果について、文部科学省からご説明いただくこと。2つが、放射性物質対処特措法に基づく基本方針について環境省からご説明いただくこと。3つが、秋庭委員の海外出張報告について。4つ、その他ということですが、よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題をお願いいたします。

(中村参事官) 1番目の議題でございます。第9回ITER理事会の開催結果につきまして、文部科学省の研究開発局、片岡研究開発戦略官からご説明をいただきます。お願いいたします。

(片岡研究開発戦略官) それでは、資料第1-1号に基づきまして、第9回ITER理事会の開催結果につきましてご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目に、日程、11月17日～18日、フランスのカダラッシュで開催されてございます。日本からは通常文部科学審議官の森口が首席代表を務めておりますけれども、今回は都合で出席できず、藤嶋国際統括官が代理で出席しております。

2ページ目でございますが、こちらが今回の理事会の主な議題として、活動報告、下部機関からの報告、それから中心的な議題としましてプロジェクトのスケジュールということがございました。

3ページ目、4ページ目がITER機構からの現状報告ということでございまして、まずITER機構の体制ですが、DDG、副機構長としまして中国のジン氏が着任をされたということで、DDGが全員で7人おりますけれども、そのうちの3人が新しい人に代わったということでございます。ジン氏はこの体制図でいいますと一番下の左側のところのDirectorate for General Administrationというところのdirectorになられたということでございます。この3層目のDirectorateの長もほぼ選考が終わりまして、今回真ん中辺にありますDirectorate for Tokamak、トカマク部長の選考も終わってロシアの方が着任されまして、まだ残っておりますのが左から2番目のFinance, Budget & Control、このところはまだアクティングでこれから選考するということですが、ほぼ本島機構長の下の新しい体制が固まったということでございます。

全職員数は469名、そのうちの専門職員が298名ということでございます。そのうちの日本人が28名ということで、約9%が日本人ということでございます。

4 ページ目が I T E R 建設サイトにおける工事等の進捗状況でございますが、I T E R の機器につきましては I T E R 全体の調達価額の 7 1 . 5 % に相当します 6 0 の調達取決めが締結されました。

それから、建設状況でございますが、トカマク掘削エリア、真ん中の写真でございますけれども、掘削が終わって下にコンクリートの敷設が終わりまして、そこで免震装置の設置作業をしているという状況でございます。それから、I T E R 機構の本部建屋、左側の写真でございますけれども、7 割完成していて、来年の夏にはできるということでございます。それから、右側の写真でございますが、ポロイダルコイルの組立て建屋をサイトに建設しておりますけれども、これは年内に完成する予定であるということでございます。

5 ページ目でございますが、スケジュールでございます。これは前回の理事会で、震災の影響で日本の施設が被災したものですから、スケジュールの見直しを検討する必要があるということで、特別検討委員会がつくられました。その特別検討委員会の報告に基づいて、I T E R 機構は従来 2 0 1 9 年 1 1 月としておりました最初のプラズマ運転を 1 年遅らせて 2 0 2 0 年 1 1 月にする、ただし、本格的な核融合反応を起こす時期としては 2 0 2 7 年のスケジュールを維持しようという作業スケジュールを策定したところでございます。これについて理事会として、昨年 7 月のベースライン合意でスケジュールも合意しておりますけれども、そのときに目標としては 2 0 1 9 年 1 1 月のファーストプラズマというのがあったわけですが、いろいろな不確実性を考慮すると、建設完了の遅れというものがあり得る期間として 2 0 2 1 年 7 月ということもございましたので、その範囲内にとどまっていることを確認したところでございます。

それから、コスト戦略でございますが、建設期間が 1 年延びることに伴いまして、I T E R 機構の運営費等も増えますが、それでもコストは上限内に収めるという検討をやっておりました。建設期に取り付ける予定だった機器の一部を運転期に移行するというディフェーラル、それからいろいろな問題が発生したときに機構長が機動的に使えるような予備費をつくっていく。ただし、その財源は I T E R 機構の努力で削減したコストを回していくということでございます。それから、ダイバータといわれる機器がございまして、これの交換回数を減らそうというようなことで、コストを上限の中に収めるということで決まったところでございます。

6 ページ目でございますが、I T E R 機構の運営評価、これは協定に基づきまして 2 年に 1 回運営の評価をやることになっております。1 回目を 2 年前にやっておりますが、2 回目

ということで今回はインド人の運営評価チームによって評価されたということでございます。

報告書が出されたわけですが、基本的には新体制のポジティブなインパクトを評価する。その中で組織のあり方等につきまして個別の細かい色々な提言がございましたので、これに対してITER機構としてどういう対応するかということをおよびの理事会に報告するということになっております。

それから、TBM取決めですが、テストブランケットモジュール計画というITERの真空容器の中のブランケットの一部に将来の原型炉を見据えた実験をするモジュールを入れるという計画がございまして、これをやるために新たにITER機構と各極の間で取決めを結ぶことが必要になります。現在その取決めのひな形の議論をしております、TBM計画をITERのスケジュールに合わせてきちんと実行していけるようにそのひな形の合意を早期に形成して次の理事会に報告しようということになってございます。

それから、7ページ目でございますが、ITER理事会及び下部機関の議長、副議長の任命でございます。2年に1回ローテーションで回すということになっておりまして、この中で一番下のTBM計画委員会の議長を除く7つのポストを7極で回していくということになっております。今までは理事会の議長はロシアの方が務められていましたが、来年から日本の高津さんが務められるということで決定されてございます。

最後、8ページ目でございますが、次のスケジュールとしまして、6月20日、21日にアメリカで、初めてアメリカで開催するということが合意されてございます。

それから、9ページ目以降はITER理事会とは直接関係ございませんが、幅広いアプローチ活動、日欧の協力により国内でやっておりますBAの状況を簡単にまとめておりますので、ご紹介させていただきます。

9ページ目の次のページでございますが、ご案内のとおりBA活動におきましては3つのプロジェクトをやっております。サテライト・トカマク、それから国際核融合エネルギー研究センター事業（IFERC）、それから材料の照射施設の工学実証及び工学設計ということで、IFMIF/EVEDA活動でございます。サテライト・トカマクは茨城県的那珂市におきまして従来JT-60という日本原子力研究開発機構の臨界プラズマ試験装置がありましたけれども、これを超電導化して高性能のプラズマができる装置にしようという計画。それから、右の二つのIFERCとIFMIF/EVEDAは青森県の六ヶ所村で進めているところでございます。

その次の11ページ、12ページに現在の状況を説明してございます。まず、六ヶ所サイ

トの建屋の整備状況ですが、昨年3月に建屋の建設が完了しております。IFERCにつきましてはスーパーコンピュータを搬入して、来年の1月から本格的に運用しようという段階でございます。それから、原型炉設計の研究開発については22年から実施しているということでございます。

それから、IFMIF/EVEDAにつきましては、これも来年の後半には機器、加速器の一部ですが、それをヨーロッパから搬入して段階的に実証試験をやっているという状況でございます。

それから、サテライト・トカマクにつきましても、今JT-60の解体とそれから新しい機器の製作をやっておりますが、来年の半ばにはヨーロッパから大型の機器が届いて組み立てが開始されるというようなスケジュールで進んでいるところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見ございましたらどうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。今回のところで6ページの運営評価、これはいわゆる監査というイメージのものと考えてよろしいですか。

(片岡研究開発戦略官) 会計検査的なものは別途委員会がございまして、そちらでやっておりますけれども、これはITER機構のマネジメントの評価でございます。

(鈴木委員長代理) これは公表されているんですか。

(片岡研究開発戦略官) 報告書自体は公表されてございません。理事会の中でも限定メンバーにしか配布されていない状況でございます。

(鈴木委員長代理) ここでは議論できないということですね。

(片岡研究開発戦略官) はい。資料1-2号にプレスリリースをつけてございますけれども、その中で非常に簡単に先ほど申し上げたようなこと程度の内容が記載されています。6ページに和訳がございまして、この中で一番下のパラグラフのところ。色々改善すべき点は指摘されてございまして、ある課とある課を統合すべきだとか、こんなに人はいらぬんじゃないかとか、そういうような提言が細かく書かれてございまして、それはITER機構が個別に対応を検討していくということでございます。

(鈴木委員長代理) わかりました。それで、資料1-2のほうの、今ご紹介いただいている6ページのところの第4パラグラフ、公開ヒアリングをやられたとなっているんですが、どんなご意見が出たかご紹介いただけますか。

(片岡研究開発戦略官) これはフランスの許認可プロセスの中で行われている公開ヒアリングで、詳細は私どもも聞かされておられません、いろいろな質問、意見が出て、それに対してこのヒアリングを実施した委員会がここに書いてございますように、ITER計画について賛同するという見解が公表されたと聞いているにとどまっている、そういう状況でございます。

(鈴木委員長代理) わかりました。ありがとうございました。

(近藤委員長) どうぞ。

(秋庭委員) 私は日本でのBA活動というところでご質問させていただきます。今後日本においてもいよいよスーパーコンピュータ等いろいろな機器が搬入されるということですが、茨城県にはヨーロッパから大型機器が来るそうですが、青森県の機器においては国内で調達するのでしょうか。つまり、全体的にできれば日本国内でいろいろな機器が調達されればいいなと思うのですが、その辺の状況をお伺いしたいというのが1つです。

もう1つは、やはりこれすごく先進的な科学設備でありますので、日本の青少年にもぜひ将来の科学について学ぶ機会が多くあるといいなと思っています。そのような青少年への広報活動のようなことが計画されていたらお願いいたします。

(片岡研究開発戦略官) まず、機器の調達につきましてでございますが、サテライト・トカマクは日本も相当貢献しておりまして、日本とヨーロッパがほぼ同じ割合で貢献しています。12ページにございますように、真空容器の最初のパーツが完成して搬入されておりますけれども、これは日本の企業がつくっているものでございます。六ヶ所のほうのIFMIF/EVEDA、それからIFERCのスパコン等につきましては欧州の調達機器となっております。六ヶ所におきましてはサイトの建屋の整備でありますとかインフラ部分が主に日本の分担で進めているというところがございます。

普及啓発の活動は、私どもも非常に重要と考えておりまして、六ヶ所村のサイトでもいろいろ見学の機会を設けたり、出前授業的なことをやっております、ぜひ積極的にそういった活動を今後も続けていきたいと考えております。

(秋庭委員) ありがとうございました。

(近藤委員長) 六ヶ所の原型炉設計研究開発調整なる取組みというのは、国際プロジェクトですので外国人の研究者もあるいはその家族の方々もいらしているんだと思いますけれども、その辺は震災の影響でディスターバンスがあったとか、そういうことはないんですか。

(片岡研究開発戦略官) ヨーロッパから来ている研究者の主な方々はこのIFMIF/EVE

DAのほうに従事しておりますけれども、確かに震災が起きましたで一時期いらっしゃっていた方が全員帰国されるということがございました。しかし、その後戻ってこられて、5月の連休の頃だと思いますが、もう皆さん戻っていらっしゃって研究に復帰されているという状況です。

(近藤委員長) これについての研究の進捗状況については、できるとかあるいは公表活動とか、そういうのはどうですか。BA全体については。

(片岡研究開発戦略官) BA全体については運営委員会というのが日・欧のもとで、年2回開かれております。最近ではスイスのローザンヌで10月の末に開かれておりますけれども、そこで全体の事業の進捗の管理、レビューをしているということでございます。

(近藤委員長) でも、これはものづくりではないわけで、研究成果が出なきゃしょうがないわけですね。

(片岡研究開発戦略官) はい、おっしゃるとおりでございます、まさにどういう研究をやっていくのかということも含めて運営委員会のほうでレビューしているということでございます。

(近藤委員長) まだ建屋をつくってようやく着手したと、そういう感じですかね。

(片岡研究開発戦略官) そうでございますね、はい、おっしゃるとおりです。

(近藤委員長) はい。

(鈴木委員長代理) さっきの秋庭先生のコメントとも関係してくるんだけど、パブリックヒアリングはフランス国内の許認可プロセスで実施されたということですが、先ほどの秋庭先生じゃないけれども、一般の方々にこの研究の価値をわかってもらえるようなのはあってもいいかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

(片岡研究開発戦略官) そうですね、日本原子力研究開発機構でやっているものももちろんありますし、あとは地元の青森県も非常に熱心に毎年シンポジウムのような形でやっていただいております、私どもも、あるいは日本原子力研究開発機構の者も行っていろいろ説明をするということはやってございます。

(鈴木委員長代理) ぜひPRというか普及していただくのも大事かと思っておりますので、よろしくお願いします。

(近藤委員長) はい、それでは、よろしいですか。

(鈴木委員長代理) はい。

(近藤委員長) では、ご説明ありがとうございました。

この議題は終わります。

次の議題。

(中村参事官) 2番目の議題でございます。放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針につきましては、環境省水・大気環境局自動車環境対策課の弥元課長からご説明をいただきます。よろしく願いいたします。

(弥元課長) 弥元でございます。環境省除染チームでございます。

まず、後ろのページをごらんいただければと思います。放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要ということでございます。この法律に基づきまして本日ご説明させていただきます基本方針を定めたところでございます。

法律の目的、環境の汚染による人の健康または生活環境への影響を速やかに低減するのだということ。責務のところ、国に基本的な第一義的な責任があるということ、国が必要な措置を実施する責任を有しておりますけれども、地方公共団体にも協力をしていただきながら一緒に進めていこうと考えているところでございます。

それから、基本方針を策定する。さらに、ただいま準備をしておりますけれども、政令または省令あるいは告示といったようなもので、さまざまな基準を今準備しているところでございます。

それから、監視・測定を実施する。

その下で2つに分かれてございますけれども、除染が右側に書かれております。それ以外にも廃棄物、放射性物質によって汚染された廃棄物が現地には、たくさんございます。それをどうやって適正に処理処分していくのかということについてもこの法律に定めがございます。それも含めた形で基本方針を定めたところでございます。

それから、1ページ戻っていただきますと、基本方針の概要をポンチ絵でつけさせていただいております。15ページでございます。基本方針は11月11日に閣議決定をしたところでございますけれども、その中身といたしまして今申し上げました右のほうに廃棄物の関係、地域指定をして直轄事業として処理を行っていくという流れが書かれております。それから左の除染でございますけれども、追加被ばく線量の高いところとして警戒区域、それから計画的避難区域、ここは国が直轄で除染事業を行います。それから、そうでないその外の地域につきましては市町村で除染のための計画を策定いただき、その計画の際には国からも支援を一生懸命して、一緒に計画をつくっていきたくておりますけれども、その計画に基づいてそれぞれで除染を行う。その費用は全額国庫が負担するという形でございます。

そういう流れで除染を進めていくわけでございます。

さらに1ページ戻っていただいて、地図を用意させていただきました。14ページでございます。これは、最新のデータが載せきれていないという意味でちょっと申しわけない地図でございます。最新のデータが載っていないと申しますのは、例えば宮城と岩手のちょうど間のあたりに大体丸いような形で少しこのブルーが色としてつけられるような地域がございますし、それから今ではデータとしては新潟、それから長野、山梨といったようなところもデータがございますが、作業が間に合っていないという状況でございます、申しわけございません。

右下に凡例がございますが、0.23というのが計算をいたしますと年間の追加被ばく線量が1mSvになるという線でございます。したがって、0.23より低い、一部色をつけていない部分は年間の追加被ばく線量は1mSv未満という地域でございます。それから、青色がつけてありますのが年間の追加被ばく線量が1mSv以上ということになります。それからちなみに、1.0の数字のところ、緑色ですけれども、ここからが年間の追加被ばく線量が5mSvを超えるところ。それから黄色、3.8～9.5とありますが、ここよりも上のところが年間追加被ばく線量が20mSv以上ということになってまいります。

したがって、その点線で2つ円が書かれておりますが、その内側の円とそれから左上に赤あるいは黄色、オレンジといった形で飛び出した部分、ここを国の直轄の事業対象地域ということにするということになります。警戒区域と計画的避難区域でございます。

これ以外の色つけがしてあるところが市町村で計画を策定していただいてそれに基づいて除染を行っていくという地域になろうかと思えます。ただ、聞くところによりますと、森林部分は若干高めに数字が出るという、測定のデータが出るというようなことも聞いておるところでございますが、いずれにしましてもこれに基づいて地域指定を行い、その地域指定をした市町村において計画を策定し、除染事業を進めていきたいと考えているところでございます。

一番頭のページに戻っていただきたいと思えます。1ページでございます。基本方針の主なところをかいつまんでポイントということで示させていただきました。まず基本的な方向ということで、先ほどの法律の目的を記述したような形で書かせていただいております。人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに制限させるために除染等を行うのだということ。

それから、監視及び測定ということで、国による監視、測定。都道府県による監視及び測

定。中身のところでは、こういう監視・測定を行った結果のデータは速やかに公表するのだというようなことも掲げているところでございます。

それから、まず放射性物質によって汚染された廃棄物の処理についてでございますけれども、住民の生活の妨げとなる廃棄物の処理を優先する。生活が再開、あるいは現に行われるところの近くの廃棄物の処理を優先して行っていこうということでございます。廃棄物自体はそんなに高い濃度で放射性物質によって汚染されているわけではないようでございます。それを例えば燃やせるごみだからということで燃やしますと灰になりますけれども、灰になったときにBq/kgでそういう単位で計測いたしますと、Bqの数字が結構大きな数字になるということで、いわゆる濃縮されるというようなことが言われておりますけれども、そういった形になると。そうなったときに適正に処理をしなければいけないという話が出てくるという認識でございます。

処理に当たって周辺住民の健康の保護及び生活環境への保全に配慮する。安全性を確保しながら可能な限りにおいて量を減らす、今の燃やすといったのもそういうことでございます。そのまま埋め立て処分とかするとこれはとても量が多うございますので、減らせるものは減らすということでございます。それから、指定廃棄物といいますのは、先ほどの警戒区域とそれから計画的避難区域、この中は当然国が責任を持って汚染廃棄物の処理を行うわけでございますけれども、その地域の外であっても、例えば下水汚泥とかいろいろ言われておりますけれども、Bqが相当高いものが出てくることがございます。これについても手を挙げていただいて、Bqの数値が高いですねということになりますと国が責任を持って処理をいたしますという、そういう廃棄物を指定して指定廃棄物というのを置かせていただいております。

それから、土壌の除染等の措置に関する基本的事項でございますけれども、人の健康の保護の観点から、必要である地域について優先的に進めていくと。まず計画を策定し、線量に応じた濃いところは濃いところなりに例えば面的な除染の作業を行う必要がございます。こういった措置を実施する際、特に子どもの生活環境について配慮をし、優先的に除染を実施していくという考えに立っております。20mSv以上、20mSv未満と2つポツがそれぞれ並んでおりますけれども、20mSv以上である地域については当該地域をだんだんに小さくしていく。20mSv以下にまず落としていって、さらに落としていくことによって長期的には1mSv、年間追加被ばく線量が年間1mSv以下となることを目指すというのが長期的な目標と置いております。

それから、除染特別地域といいますのは、これは国が直轄で除染を行う地域のことでございまして、警戒区域及び計画的避難区域を予定しております。地域指定はこれから行いますけれども、そういう地域を予定しておりますけれども、そういった地域で、特に線量が高い地域以外の地域については、平成26年3月末までに土壌等の除染等の処置を行って、そこから出た土壌等は仮置場へ逐次搬入。特に高い地域というのは一応50mSv以上のまさに高い線量の地域のことを想定しております。それ以外の地域において一生懸命除染の作業を行って、どんどん仮置場を確保し、仮置場に土壌等を持ち込む。それから、追加被ばく線量が特に高い地域、50mSvを越えるような地域においては、まず国がモデル事業を実施して、どういう作業を行えばどれぐらい線量を下げることができるのかということを確認した上で、効果がある対策を効率よく講じていきたいと思っております。

それから、次のページでございますけれども、土壌等の除染等の措置に関する基本的事項ということでございます。先ほど来、少し出ておりますが、仮置場の確保をとにかく行わないことには除染の作業が始められないという関係にございます。しかしながら、仮置場も、それからほかのものもそうでございますが、いわゆる迷惑施設というようなことでなかなか周辺の住民の方々の理解が得られないということで、除染を早くスタートしたいのはやまやまなのですが、仮置場の確保ができないということで、計画の形にもなかなか書けないし、実際の除染の作業も発注できなというようなことが現状としては起きております。ここを何とか超えていかないと先へ進めないという状況でございまして、環境省の職員数をどんどんふやして、現地に送り込んでチームをつくって対応していきたいというふうに考えております。

それから、追加被ばく線量の比較的高い地域については、必要に応じて表土の削り取り、余り比較的高いというのはどれぐらいかというのがはっきりは示されておきませんが、年間の追加被ばく線量が5mSv以上というところを想定しております。そういったところでは長期的な目標が1mSvでございますので、そこに長期的に近づけていくための対策のメニューとしては、表土の削り取りでありますとか、建物の高圧洗浄を行うといったようなこと。それから、道路側溝の清掃を行うといったようなメニューがございまして、さまざまなメニューがございまして、それはカタログ的にお示しをしようと思っておりますけれども、そういったことを必要に応じてやってくださいと。このメニューを全部やるぞと、どこでも全部やるぞということではなく、除染を進めていってくださいという考え方です。

それから、追加被ばく線量が比較的低い地域についても、周りは低いけれども、あるとこ

ろだけ高い線量が出てくるというようなことがございます。こういったところについて、子どもの生活環境を中心とした対応を行う必要があります、そこをピンポイントで除染を行う。あるいは除染ばかりではなくて、近寄らないようにするというのも1つの対策でございますけれども、そういったさまざまな効果がある対策を講じていくということでございます。

それから、収集運搬についても基準をつくってそれを守って進めていくという形をとろうと思っております。基準につきましては今、省令を準備中でございます。

それから、その他重要事項、また仮置場の話が出てまいります。とにかく仮置場を確保しないことには第一歩が前へ進められないということでございます。それから、仮置場にいつまでも置いておくわけにもいきません。中間貯蔵施設を確保する必要があるということで、都道府県について1つということで中間貯蔵施設を確保する必要があると考えております。その後最終処分場に持っていくということでございますが、全体の安全性の確保については国が責任を持つという基本方針でございます。

その下、下から2つ目の○などには住民理解の促進を進めることが必要だということで、中身としましてはリスクコミュニケーションを行っていこうというようなことが書かれている、そういった内容の基本方針をつくったところでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ご説明どうもありがとうございました。

ご質問ご意見あれば。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。大変重要な、今一番地元の方々が心配されていることですので、ぜひできるだけ早くお願いしたいと思います。

2点ほどお聞きします。1つは、IAEAの除染ミッションチームの提言が幾つか出てまして、その中で2つほど、今のお話と関係してくるのですけれども、地元の方々やステークホルダーと十分協議をなさいたいという助言があったと思うんですね。今幾つか具体的なアイデアが出てはいるんですが、何か現実にそういう新しいステークホルダーとの対応などの機会を明示的につくるというようなことを考えていらっしゃるかどうかというのが1点。

もう1つは、合理的に、慎重に除染活動をやるべきだと。要するに除染すれば当然廃棄物がふえるということもありますので、全体の最適化というか合理的な除染計画についての仕組みというか、その辺は具体的にはどう考えておられるのか。その2点をお聞きしたいと思います。

(弥元課長) まず、ステークホルダーとの協議の機会でございますけれども、機会を積極的に

設けろという形にはしておりませんが、結果としてそういうことを一生懸命やっ  
ていかないと達成できないという形でございます。通しのページ番号でいいますと13ページ  
でございますけれども、基本方針の9ページ、住民理解の促進等という項目を立てさせてい  
ただいております。この中で住民理解を進めていくことが重要だということで、専門家の派遣  
というようなことが書かれておりますけれども、住民説明会を恐らく頻繁に開催することにな  
るだろうという想定、それを前提にこういうことが重要だ、進めていかなければいけない  
ということを書かせていただいております。専門家なのか、あるいは環境省  
職員なのか、どんどん地域に入って行って説明をしていきたいと思っております。

それからもう1つの最適な除染でございますけれども、例えば通しページで8ページ、基  
本方針ですと4ページでございますが、4番の(1)基本的な考え方というのがございます。  
その上から3行目あたりの頭、人の健康の保護の観点から、必要である地域について優先的  
に計画を策定して、線量に応じたきめ細かい措置を実施する。子どもの生活環境については  
優先的に実施することが必要だと。何でもかんでもどんどんやれということではないと言  
いつつ、しかし子どもの生活環境については優先的に実施をすることが重要だということ  
を指摘した部分でございます。

それから、その後ろのほうに同じパラグラフの最後のほうですが、森林については、住居  
等近隣における措置を再優先に行うこととするということを書かせていただいております。  
これは一律に森林の全域を除染するというのではなくて、住居等の近隣における措置を徹  
底的に行うという考え方を示している部分でありまして、特にこの森林の部分はIAEAの  
提言を受け、その後書き加えた部分でございます。

(鈴木委員長代理) 前半のステークホルダーのところなのですが、13ページの住民理解の  
促進というのは、リスクコミュニケーションが主に書かれているのですが、私がお伺い  
したかったのは、住民のニーズの把握ですよね。なかなかスピードが遅いとか、どこを優先  
順位やってほしいとか、現にもう間に合わないのでも住民の方がみずからやっちゃって、余り  
専門知識がないままに作業されて汚染されちゃうとか、そういう住民の方々の声を聞く場所  
がないという批判があると思うんですけども、その点がむしろ大事です。リスクコミュニ  
ケーションの話も大事ですけども、ステークホルダーのコミュニケーションというのはリ  
スクコミュニケーションだけではなくて、住民の声をどうやって拾うかというところの仕組  
みが不十分ではないですか。その辺はいかがでしょうか。

(弥元課長) そういうこともございますので、市町村にご協力いただくという形で、市町村で

除染のための計画をつくって進めていこうとしております。それによって市町村で住民の方々のご意見などを吸収していこうかと、その場に国も参加する形で一緒に市町村と計画をつくっていこうと考えております。加えまして、福島には1月1日から福島環境再生事務所というのをつくりますけれども、そのわきに、いわゆるプラザみたいなものをつくって、そこを訪れていただいているいろいろな質問、相談をさせていただくような場をつくりたいとも思っております。それから、コールセンターを設置しております。そういったところに相談をしていただいても結構でございますし、いろいろ窓口を開いている、あるいは今後開いていくつもりでございます。

(鈴木委員長代理) その辺はぜひよろしく申し上げます。市町村が窓口になっているというだけでは多分地元の方々は納得できないところがあるかもしれませんので、国で窓口を広げているということをぜひ強調していただいて、幅広く意見を聞いていただければ。よろしく申し上げます。

(近藤委員長) そこは難しいところで、地方自治の観点からすれば、国が出るところじゃないんですよね。だから、やはり市町村がみずからまさにそれを構成する住民の意見を整理整頓して、しかるべく検討されたら国はそれを全面的に応援しますよと、そういう構造になっているんです。国に直接持って来られても、国はどうするかというと、そのまま市町村に持っていかなきゃならない。この紙の基本はそういう精神でできているんだけど、そういう市町村の、地方公共団体の役割とかこういうことをぜひやってくださいよというところについては2ページの⑨ですか、こういう書き方になっているんです。住民の皆さんの協力を求めますという格好になっているので、これがいいのかというところが実は、住民の皆さんに協力を求めているというだけで、住民のための仕事をするというその構造が大事なわけですよね。一方的じゃなくて、多分地方自治体というのは住民のためのものだから、住民のためのことを住民の協力を得て計画するという、そうこれが読めなきゃならないんだけど、除染の推進に当たって住民参加等への協力を求めるという趣旨は、恐らくは住民のための除染だからという意味で参加という言葉をあえて使っているんだろうと思うんです。ただ、この参加というのは地方自治体が決めた除染活動に住民の参加を求めるとなっちゃうと、ちょっと違ってくる。主体はあくまでも住民の皆さんのために除染を行うということが第一義的であってということが確認されて、そのための情報のループがちゃんと閉じているということが多分鈴木さんはおっしゃりたいのか、それは僕は大事だと思うんですけれどもね。書きにくいんですよね、文章としては多分。苦労しているとは思いますがけれども。

(弥元課長) 今回のこの放射性物質による環境汚染というのが住民に責任があるわけでもないし、市に責任があるわけでもない。国と東京電力に責任があるんだというのが大原則というか大前提で、法律も制定されていますし、その基本方針もそう進めていこうということになっております。普通ですと市のことは市が一番よく知っているのでも市に計画を立てると、指示するような口調で国はものを言うことが多いのですが、今回は違っておりまして、国が責任を持っておりますので国が計画をつくると言ってもいいんですけども、いかんせん市町村の現場のことはわからないものですから、国の職員も出して市町村の職員、それから市民の方々と一緒にどういう除染をしていったらいいか計画をつくりますと。その計画づくりにもうちの土地に入ってくるなどか言わないで、あるいはこの木を切るなど言わないで、どうしてもその木を切らなければ除染の効果が上がらないような場合というのも中にはあるかと思っておりますので、そういう場合に木を切りますというようなことで協力を求めるというようなことも含めて。あと、自治会あるいはコミュニティでそういう、除染というほど余り腕を振り上げるわけではないですけども、身近なところの清掃活動をやると。それが除染の効果もあるというようなことをやっていただく。ちゃんとしたマスクをつけてしっかり手袋をしてやるのかというようなことをマニュアルなどで示させていただきながらそういう活動をしていただくという協力も求めていきたいというふうな、そういう構造でございます。

(近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員) 私もそここのところは大変難しいと思います。住民の方たちが納得できるようにしないと除染活動はとても難しい。さらにその先にある仮置場についても、だれかが決めて、ここに置きますと言っても、それで納得、理解するというのは大変難しいことだと思います。やはり自治会や小さなコミュニティでまず話し合うことが重要だと思います。自分たちの責任ではないけれども、しかし、自分たちの生活を守るためには何が一番いいのかということ話し合うということがまずあって、それからやはり地方自治体やまた国というふうな輪をだんだん大きくしていくという形にしていかないと、上からの押し付けではなかなか難しいのではないのでしょうか。実際に地方自治体が住民と国との間にはさまって、住民からも要求を突きつけられ、そして国からもいろいろなことを言われるのでどうしようと悩んでいる自治体もあるというように伺っています。そこは大変難しいとは思いますが、ぜひ地方自治体と国が住民の声を聞くということをまず一番にお願いしたいと思います。

そして、先ほど福島再生事務所をつくってその横にプラザをつくるということを伺いました。これは声をお聞きする意味では大変重要だと思います。そのプラザって1つだけでしょ

うか。つまり、福島県は広いので、各市町村からそこまで行くのもすごく大変だと思うんです。そのためにコールセンターというのをつくってくださっていると思うのですが、立派なところを1つつくるよりも、それぞれの市町村に、身近なところに悩みを相談できるようなところがもうちょっとたくさんあるといいなと思いました。

いずれにしろ、各市町村にこれからの除染活動を進めるに当たってアドバイザーのような方たちが重要だと思っています。国の方はそんなにたくさん派遣するわけにはいかないかもしれませんが、自治体ごとに除染の身近なアドバイザーみたいな方がいれば、近くのあの人の言うことだからちょっと聞いてみようとなるのではないのでしょうか。ただ、その人がまたちょっと住民と行政の間にはさまって悩むことになるかもしれませんので、その対策は必要になるのかもしれませんが。とにかく、身近な除染アドバイザーが必要かと思います。

最後に、コールセンターはぜひお願いします。私は消費者団体におりましたので、このようなときには必ず悪質な商法が出てきやすいと思います。除染活動を請け負いますと言いながら、実は除染の効果がないというような業者もあらわれかねないと思いますので、そういうことがないようにコールセンターなどでそういうことをキャッチしましたら、住民の方にいち早くお知らせするようにぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(弥元課長) プラザは今のところ福島駅の近くに1つつくるという予定でございます。その福島環境再生事務所という支所を福島県内に幾つかつくろうと考えております。それから、当然市町村の窓口も訪れていただいているいろいろご意見を伺わせていただければと思っております。

(秋庭委員) すみません、そのプラザって、例えばJAEAも福島に事務所をつくって、そういうプラザみたいなのを福島駅の近くに設けると言っています。みんな福島市になってしまうんですけれども。相談して違うところにつくるというわけにはいかないのでしょうか。

(弥元課長) ひょっとするとJAEAと共同なのかもしれないですね。その辺については詳しくないのですけれども。

(近藤委員長) 県でたしかアドバイザーを何十人か登録しておられますね。ざっと数えるとコミュニティが2,000ぐらいあるんですよね。だから、一度に全部というのは、2,000人いるという話をして、県の方とそう話して、200人ぐらいでいいのかしらとかといってぜひ学会等の皆さんを動員してという話をしていたんですけれども。そういう方向で動いていると認識をしていますので。秋庭委員のお考えのところの半分ぐらいはそうなるのかなと思います。私はむしろそういうアドバイザーのプラザが必要じゃないのかなと思ったりも

しているところです。

それから、2026年3月までに逐次仮置場へ搬入することを目指すことということと書いてありますけれども、中間貯蔵場を3年は仮置きでお願いしますけれども、その後は中間貯蔵ということを一時大臣が発言されたという記憶があるんですけども、それとかかわることはここには書かれていないんですか。

(弥元課長) それは基本方針をつくった後ではなくて前ですね、中間貯蔵施設のロードマップというのをつくりました。その中で中間貯蔵施設をそんないつまでもつくらない、つくれないという状態はよろしくないので、3年後には場所を決めて建設を始めるからという約束をさせていただいているというところがございます。

(近藤委員長) ただ、この書き方だと、最初のページの下にありますように、これはしかも除染特別区域ですよ。平成26年3月までに50以下のところは仮置場まで持ち込むと書いてあるけれども、中間貯蔵のタイミングについては特には書いてないんですね。

(弥元課長) はい。

(近藤委員長) それからもう1つ、ホットスポットというか特定の地点がありますよね。あの扱いはどうなっているんですか。

(弥元課長) ホットスポットの定義は世の中的に定義がなく、ある程度地域の広がりがある、1つの市ぐらいの広さであっても、ほかと離れてポツンとあるのをホットスポットと呼んでいる場合もありますし、本当に1m四方ぐらいの高い線量の場所が見つかったというのもホットスポットと呼ばれていて、特に問題として言われているのは後者のほうのごくごく小さな、マイクロホットスポットとか呼んでおりますけれども、そういったものが地域ごとで問題になるというのが多くございます。そういったところがポツツとだけあるのではなくて、結構たくさんある。あるいは地域全体として1年間の追加被ばく線量が1mSvを超えている地域の中にそういうさらに高いところがあるという場合にはこの用意したスキームにのっとって計画を策定していただいて除染を進めていく、国が除染にかかった費用は全額負担するというスキームに乗るのですけれども、周りが1mSv未満であって、言うなればこの除染の目標を達成したような状況の地域の中に、ほかと比べてやや高いようなところがポツツとあるような場合にどうするかということでございますけれども、そういう場合にはそんなに線量が高いということでもございませんので、例えば近寄らないような措置を講ずる、土のうを積んで、積んだだけで大分少し離れると線量落ちますし、それからそこには余り近寄らないという措置を講ずることによって、そもそも余り人の近寄らないような場所であっ

た場合にはそういう措置でもってそんなにコストがかかるというようなわけではなくて、対策がとれるということもあります。

個別にそれぞれ市から、この場合は文部科学省を通じてといいますか、文部科学省にまず情報を入れていただいて、その必要に応じて環境省にも連絡が来て、連絡が来たら現地に駆けつけていくというような体制をとっておるところでございます。

いずれにしましても、市町村と相談をさせていただきながら、その後の対策、対応について進めていくということを考えております。

(近藤委員長) いずれにしてもこの、急いで言えば一番最後のページの右側の環境大臣は汚染の著しさ等を勘案し、国が措置を実施する必要がある地域と指定するという中に、いわゆる高線量、20を超えるホットスポットがありますね、飯舘村の特定のところとか、そういうところはこの指定されるべき地域に含まれるという認識でいいですか。

(弥元課長) 今、内閣府と文部科学省と環境省と3省でホットスポット対応をこう進めていきたいと思います。まず文部科学省に連絡を入れてくださいという体制をつくったときのホットスポットの定義としましては、周辺の線量と比較して、 $1\ \mu\text{Sv}$ 以上……

(近藤委員長) それは一般的な話でしょう。

(弥元課長) はい。

(近藤委員長) そうじゃなくて私が申し上げているのは、飯舘村等に避難勧奨区域か、それでその隣、ちょっと外れたところにポツツとあるというものです。東京都にあるホットスポットじゃなくて福島県にある本当の意味で20を超えるホットスポットの扱いについてどうするかということです。そこはこの文章で全部まとめて読むというそういう整理でいいのかなど。

(弥元課長) 福島県内そういう場所につきましては、こういう色がついたところですので、計画をつくって、そのスキームで除染を進めていくということです。

(近藤委員長) わかりました。それでは、よろしいですか。

ご説明どうもありがとうございました。では、次の議題。

(中村参事官) 3番目の議題でございます。秋庭原子力委員会委員の海外出張報告につきまして、秋庭委員よりご説明いただきます。

(秋庭委員) 11月20日～27日まで、スイスとフランスに出張に行っていました。目的としては、この両国の福島事故を受けての原子力政策についてと、またそのための国民合意、さらには高レベル放射性廃棄物処分についての国民合意などについて、いろいろな関係

者にヒアリングしてくることで。たくさんのところへ行ってまいりましたが、特に両国とも国会議員から行政や、それから事業者、一般の方まで多くの方たちにお会いしてお話を聞いてまいりました。

最初にスイスです。スイスはドイツと並んでいち早く脱原子力政策ということを出し立てております。ここでは特に政策についてご報告させていただきますが、スイス連邦エネルギー庁（BFE）に行きまして、そこで政策面の話をお伺いしました。なぜ脱原子力政策なのかということなのですが、国民の90%以上が脱原子力政策を指示しているということで、これは動かし難いというお話でした。特に今後時間が置くとまた変わってくるのかどうかということも伺いましたが、チェルノブイリから20年たってスイスでは増設に賛成することになりましたので、20年かかっています。福島事故からまた国民の意見が変わって来るとしても10年以上はかかるだろうということをおっしゃっていました。

ただ、脱原子力政策の確定は思ったより時間がかかるようで、上院、下院ではもうそういう政策が決定されましたが、原子力法の改正をして、そして国民投票に至るのは早くても2016年ということなので、少し時間がかかるということが1つです。

もう1つは、これから法律改正する際に、まだ決定ではありませんが、4ページのところの上におきました。エネルギーに関する研究を進めて、技術の発展を観察するというような文言を入れることができないかということが検討されています。これはどういうことかということ、第4世代の原子力ということを考えて、可能性を入れておきたいということをおっしゃっていました。

スイスでは電源構成の50%が水力で40%が原子力ですので、これをどうやって代替するのかということが課題です。再生可能エネルギーについても地形的に風力や太陽光などもそれほど期待できないので、とりあえず天然ガスに期待するということです。最終的には海外からの輸入、つまりヨーロッパの電力網に期待するというお話でしたので、日本のように電力網がないところにはうらやましい話でした。

今後天然ガスにシフトしたときに、電力料金がアップすることについて産業界はどのように考えているのかということもお伺いしましたが、スイスにおいてはアルミ工業がありますが、そのほか電気をたくさん使うような重工業がそれほど多くないということもありますが、やはり補助金を産業界に出すということも考えているというようなことでした。

国会議員の方にもお会いしましたが、この方は若い下院の議員の方だったのですが、環境国土開発エネルギー委員会の委員でもあります。今後やはり再生可能エネルギーに期待した

いということとエネルギーの効率化ということもおっしゃってまして、住宅や建築に対する省エネルギーに期待しているというお話でした。

スイスではベツナウ発電所に行きましたが、事業者のほうは脱原子力政策はまだまだ決定ではないということを強調されていらっしやいました。ベツナウ原子力発電所は既に随分たっていて、もし脱原子力政策が決定すると、1号機が2019年、2号機は2022年に閉鎖することになるのですが、そのことよりも今後のリニューアル計画というか、もう2030年ぐらいを目指して計画を打ち出していました。

また、ベツナウ原子力発電所では地域に熱供給をしていますので、その熱供給を受けている一般の方にもお話を伺いましたが、やはりスイスの原子力発電所の安全性を評価しており、これから自分たちの熱供給が停止された場合どうするかということについても、コストが非常に安いので代替のものは今のところ考えられないというようなことをおっしゃっていました。

最後に、スイスではT A - S W I S Sという、T A活動をしているところに伺いました。国民的な合意のためにどういうことが必要なのかというようなことをお伺いしてきましたが、国民に信頼されることが最も重要という、これは当たり前の話なのですが、そのためには独立性と透明性の確保、そして何よりもタイミングがすごく重要だとおっしゃっていました。科学的なテーマについてなるべく早く政策を決定できるように政府の手助けをするということが使命だということで。ここの役割としては、ステークホルダーが対話できるようなプラットフォームを設けることということをおっしゃっていました。

印象的だったことは、専門家の意見というのはいろいろなところでいろいろ出されることが多いですが、一般市民の方たちがどう思っているかということディスカッションする場所がないということで、それは日本においてもそういう傾向があるなと思いました。T A - S W I S Sにおいては一般の人たちがディスカッションする場を設けて政策に提言するということをやっています。現在はロボットの開発とかナノテクノロジーとか電気自動車の可能性とかそういうようなテーマについて取り上げているそうなのですが、原子力については既に国民の90%以上が反対なので、今さらアセスメントする意味がないと言われて大変残念だと思います。ただし、先ほど条件を設けると言いましたが、将来新しい技術が導入されるときには活用するということが考えられるとは言われました。

課題をお伺いしましたが、ここで出された報告に対して、必ずしも政策決定に反映できない場合もあるということで、それはとても残念なことなのだとお伺いしました。

次に、フランスに移ります。6ページからです。フランスは原子力推進政策をとっておりますが、どこへ行っても来年の春の大統領選挙、そして引き続き下院選挙がありますので、この影響についておっしゃる方が多かったです。最初にEDFに参りましたが、ここではストレステストのことを伺いましたが、もう既に規制当局に提出済みで、今評価を受けているところだそうです。PAの方法について伺いましたが、やはり2006年6月法によって透明性が強化されて、公開討論のほかテレビキャンペーンをやっていると聞きました。コミュニケーションについてのテレビキャンペーンだそうです。

ちょっとおもしろいなと思ったことは、ボーナス付き透明性とおっしゃったのでどういう意味なのか伺いましたが、日本でも原子力についてなかなか難しいことが多いので、わかりやすく説明するということがよく言われていますが、国民から信頼される中立的な人が早くわかりやすく情報発信することだそうです。例えば、エネルギーについてもきちんと現実を知っていて、どこかのロビーに属していなくて、そして国民に期待させることができるというような人だということ、ある医学部の教授について依頼したそうなのですが、結局は原子力ロビーではないかと疑われてしまったので、なかなかうまくいかないというような話も聞きました。

そして、ANDRAに参りましたが、廃棄物のところでは特に重要な点についてですが、2013年に、公開討論会がありますので、その準備をしているということで、福島の事故があっても計画自体を見直す考えはなくて、処分の必要性をきちんと訴えていくことが重要だというようなアドバイスをいただきました。

先ほどスイスで申しおりましたが、スイスではNAGRAという処分主体のところに行きましたが、都市の住人に対する情報提供が重要だと言われました。ANDRAでも同じように大都市において都市の住人が体験をするとか、あるいは模型を見せるとかということで、大都市にPR施設をつくるということが効果的ではないかというご意見をいただきました。

そして、AREVA社に行きましたが、福島の事故による影響としては、安全性の高いEPRの優位が強まったという認識であるとのことでした。その理由として、ドイツの脱原子力政策は安全性や経済性の理由ではなくて、政治的な理由だということと、仮にフランスが原子力をやめた場合、途上国の安全性を高めるようにだれが働きかけるのですかという大変強気なご意見でした。

ここでも原子力PAについて伺いましたが、合理的、非合理的なところとの2面性が必要だということを言われました。特に女性が入るといったところが重要ということで私も非常

に納得しました。

そして1つ情報なのですが、エネルギー戦略2050というのをこの後のエネルギー・気候変動局でも聞きました。エネルギー変動局では4つのシナリオを出していますが、それとは別にエネルギー大臣から会計検査院にコスト計算の指示がありまして、これは2012年の1月末に報告の予定だそうです。

ASNでは規制の独立性について伺いました。

さらに、OPECST、パライユ議員とプロカシア議員にもお目にかかりましたが、ここでは大統領選挙の話をお伺いしました。原子力にとって重要なことは、より一層わかりやすい説明と社会からの信頼で、透明性と正しい情報の発信が重要だということをおっしゃっていました。

先ほど申し上げましたエネルギー・気候変動総局との意見交換では4つのシナリオを説明されましたが、1つは既設の運転寿命を延ばす。2つ目が、第3、第4世代のリプレースを早める。3つ目が、原子力の割合を減らす。4つ目は将来的に原子力をなくすという4つのシナリオなのですが、3つ目と4つ目は福島事故以降に加わったものだということです。この戦略は2012年に作成するということでした。

そして、国家公開討論委員会に行っていました。この国家討論委員会は私も大変関心を持って伺いましたが、勉強になりました。この討論委員会は独立した組織で、法律に基づいて設置されているというところが大変重要だと思っております。どこでもいわれたことなのですが、やはり透明性と中立性が重要とのことで、公開討論会は集会とともにインターネットでも受け付けるということと、さらにその集会の状況はインターネットで中継もしているということでした。

この討論をするためには特別な委員会が6カ月の準備をして、4カ月間討論会を開催するということでした。この討論委員会の中立性は厳しくおっしゃっておりまして、9ページにも書きましたが、国会議員や地方議員のほかにさまざまな消費者団体、労働界や企業などさまざまな25名の委員がしっかりとテーマの選択などを行っているということでした。

最後に、ラ・アグの再処理施設にも行きましたが、この施設のことも重要ですが、地方情報委員会、CLIとの意見交換をしてきたことを報告いたします。CLIは2006年法で原子力施設すべてに義務づけられていますが、そもそもはこのラ・アグのCLIが成功したことが発端だったと聞いておりましたので、どのように成功したのか伺うのを楽しみにして行きました。

まず最初に町長でもある議長の方が、CLIは地域住民とのコミュニケーションを円滑に

して、自分たちが理解したことを地域住民にわかりやすく伝えるというそういう役割なのだというをおっしゃっていました。構成の50%は地方の議員で、残りの50%が市民ということなのですが、市民の中にも科学者や専門家がいて、ここでは福島以降3つのワーキングでしっかりと検討しているということでした。

以上、雑駁ですけれども、報告させていただきました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

何かご質問ございますか。

(鈴木委員長代理) お疲れさまでした。結構忙しかったと思います。私が聞きたいのは、やはり最後のところですけども、日本でも国民的議論をエネルギー政策でやるということになっているんですが、今回のスイスとフランスで幾つか具体的な制度というか組織というか提案されていますね、実際に行われていますよね。秋庭先生の個人的なご意見でいいですが、日本でも似たようなことをやるとしたら、どういうやり方が一番参考になると考えられますでしょうか。

(秋庭委員) 私はやはり先ほどのフランスの国家討論委員会が大変参考になりました。なかなか市民が意見を言う場所が少ないので、まず意見を言う場所をつくるということが重要だと思っています。このフランスの討論委員会は1つの場所だけではなくて、テーマによって何箇所かで討論することになっています。また、意見を言いたい人はだれでも言うことができます。そして、日本で言うパブコメみたいなものですが、インターネットで意見を出すこともできるそうです。このように誰もが自由に意見を言えることが私はまず、大変重要だと思っています。

ただし、この討論委員会は決定はいたしません。意見を言うだけで決定をしないということがどれだけの力があるか、事前の勉強でもそういうところをぜひ聞いてみたいなと思いました。伺ったお話では、決定には至りませんが、いろいろな質問に対して答える義務があるそうです。例えば先ほどのEPRの話ですが、フラマンビルのEPRもこの討論会のテーマとなりましたが、EDFは市民からの質問に対してきちんと答えています。答えない場合は答えませんでしたということも情報公開されますので、市民はそれを見て、自分たちが考えることができます。

また、実際にフラマンビルにおいても市民からの意見で設計変更がされたところがあると聞いていますので、全くの意見の言いっ放しではないというところが重要だと思いました。

(鈴木委員長代理) そのときに市民と言われている方々はどうやって選ぶんですか。実際ここ

に出てくる、それはいない。

(秋庭委員) 申し込んだ人は誰でも意見を言うことができます。ただ、集会で意見を述べる方のほとんどが、アソシエーションと言っていましたからいろいろな団体の方が言うことが多いようです。個人の方はネットで意見を出すという方が多いと聞きました。終わりが無いとか、そんなふうになったらどうですかと聞きましたが、3時間という時間を設けているので、別に3時間ずっと意見を言っているだけでそれで時間がきたらおしまいとなるそうです。だから、一般の市民の方たちはその中継や状況、議事録などを見ながら自分たちが考える材料にするということがさらに輪を広げているのではないかと思います。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。

(近藤委員長) よろしいですか。

その他議題、どうぞ。

(中村参事官) 事務局のほうは特にございません。

(近藤委員長) では、次回予定を伺って終わりますでしょうか。

(中村参事官) 次回第49回の原子力委員会の定例会でございます。開催日時、12月13日、火曜日、10時半からで、この場所を準備してございます。よろしくお願いいたします。

なお、原子力委員会、原則毎月第1火曜日の定例会議終了後にプレス関係の方々との定例の懇談会を開催しております。本日が12月の開催日としての第1火曜日に当たりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えております。プレス関係者の方におかれましてはご参加いただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長) それでは、終わります。

—了—